

特定給食施設における栄養管理に関する目標と評価の仕組みについて

1. 健康日本21（第二次）の特定給食施設における栄養管理に関する目標について

健康日本21（第二次）の栄養・食生活の目標において、食環境の整備に関するものの一つとして設定されている。

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5%（平成22年度）
目標	80%（平成34年度）
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」

2. 特定給食施設における栄養管理に関する評価の仕組みづくりについて

行政栄養士の業務指針改正の一環として、健康増進法に基づき実施されている特定給食施設の栄養管理に関して、平成25年3月29日付け「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（健康局がん対策・健康増進課長通知）において、健康日本21（第二次）の特定給食施設に係る目標の評価基準を示し、健康増進を目的とする施設※に対して肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を評価に加えることとした。

※健康増進を目的とする施設：学校、児童福祉施設、事業所、寄宿舎

「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（健康局がん対策・健康増進課長通知）抜粋

第3 健康日本21（第二次）の個別目標の評価基準に係る留意事項について

健康日本21（第二次）の目標である「利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加」に関する評価については、下記の基準を用いて行うこと。

- (1) 「管理栄養士又は栄養士」の配置状況（配置されていること）
- (2) 「肥満及びやせに該当する者の割合」の変化の状況（前年度の割合に対して、増加していないこと）。なお、医学的な栄養管理を個々人に実施する施設は、対象としないこと。

→平成27年度より、衛生行政報告例*の様式を変更し、特定給食施設における肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を把握。

* 衛生行政報告例：衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得るための調査であり、栄養関係の事項として給食施設（特定給食施設、その他の給食施設）に関するものが含まれる。